

島根県国土利用計画・土地利用基本計画（素案）【概要版】

1. 県土の利用に関する基本構想

(1) 県土利用をめぐる基本的条件の変化と課題

- ①人口減少・高齢化等による県土の管理水準や地域社会への影響
- ②大規模自然災害に対する脆弱性の解消と危機への対応
- ③自然環境や景観等の悪化と新たな目標実現に向けた対応

(2) 県土利用の基本方針

- ①地域全体の利益を実現する最適な県土利用・管理
 - ・低未利用土地や空き家等の有効利用や高度利用による土地利用の効率化を図るとともに、地域の持続性確保につながる土地利用転換といった土地利用の最適化を進めることが重要
- ②土地本来の災害リスクを踏まえた賢い県土利用・管理
 - ・ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせた防災・減災対策を実施するとともに、災害リスクの把握及び周知を図った上で、災害リスクの高い地域については、土地利用を適切に制限することが重要
- ③健全な生態系の確保によりつなげる県土利用・管理
 - ・健全な生態系の保全・再生や広域的な生態系ネットワークの構築・維持に向けて、分野横断的に多様な主体が連携して取り組むことが重要
- ④共通事項
 - ・デジタル化の推進や多様な主体の参加と官民連携による地域課題の解決を図ることにより、豊かさを実現し、人々が安心して住み続けられる地域づくりを進めることが重要
 - ・地域の発意と合意形成を基礎として、民間企業等の多様な主体の参加や官民連携による取組を促進していくことが重要

(3) 地域類型別の県土利用の基本方向

都市部	農山漁村部	自然維持地域	離島
・都市機能等の集約化 ・災害に強い都市構造の形成 ・自然環境の保全再生	・雇用創出や所得向上 ・地域コミュニティの維持 ・関係人口の創出・拡大や深化	・自然環境の適切な保全・再生 ・広域的な生態系のネットワーク化の促進 ・保護と利用の好循環	・経済基盤、良好な生活環境の形成 ・都市住民等との交流の推進 ・竹島の領土権の早期確立

(4) 利用区分ごとの県土利用の基本方向（主な区分）

農地	荒廃農地の発生防止など、農地の確保と適正利用の強化を図る
森林	多面的機能を有し重要な役割を果たす森林の整備及び保全を進める
河川等	安全性向上のための河川等の整備と適切な管理を図る
道路	施設の適切な維持管理・更新等を通じた既存用地の持続的な利用を図る
住宅地	低未利用土地の活用、空き家の活用・除却等を推進する
工業用地	環境の保全等に配慮しつつ、必要な用地の確保を図る
公共施設等	社会情勢や利用需要の変化等を踏まえた保有総量の適正化に努める

2. 県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

(単位：百 ha、%)

地目	令和 2 年	令和 15 年	構成比	
			令和 2 年	令和 15 年
農地	364	343	5.4	5.1
森林	5,242	5,257	78.1	78.4
原野等	40	40	0.6	0.6
水面・河川・水路	359	359	5.4	5.4
道路	189	196	2.8	2.9
宅地	169	169	2.5	2.5
住宅地	108	107	1.6	1.6
工業用地	9	10	0.1	0.1
その他の宅地	52	52	0.8	0.8
その他	345	344	5.2	5.1
合計	6,708	6,708	100.0	100.0

3. 「2」に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要

(1) 土地利用関連法制等の適切な運用

- ・土地利用の計画的な調整を推進し、適正な土地利用の確保と地価の安定を図る。その際、土地利用の影響の広域性を踏まえ、市町村等関係行政機関相互間の適正な調整を図る。

(2) 土地の有効利用・転換の適正化

- ・市街地における所有者不明土地等の低未利用土地及び空き家等を含む既存住宅ストック等の有効利用を図る。
- ・土地利用の転換を図る場合には、人口及び産業の動向、周辺の土地利用の状況、社会資本の整備状況その他の自然的・社会的条件等を勘案して適正に行うこととする。
- ・地方創生の観点から、地域の合意形成に基づき、積極的な土地利用の最適化を推進する。

(3) 県土の保全と安全性の確保

- ・自然災害への対応として、より安全な県土利用への誘導を図るとともに、県土保全施設の整備と維持管理を推進する。
- ・森林の有する多面的機能の維持・向上を適切に図るため、適正な保育、間伐等の森林整備を推進する。
- ・市街地等において、河川や内水の氾濫防止対策、住宅・建築物の耐震化及び道路における無電柱化等の防災・減災対策を推進する。

(4) 自然環境の保全・再生・活用と生物多様性の確保

- ・森・里・まち・川・海のつながりを確保した広域的な生態系ネットワークの形成のため、流域レベルや地域レベルなど空間的なまとまりやつながりに着目した生態系の保全・再生を進める。
- ・自然資源を活かしたエコツーリズムの推進に加え、環境に配慮して生産された県産品、地域の自然により育まれた伝統、文化等の活用により、観光をはじめとした地域価値の向上を図る。
- ・カーボンニュートラルの実現のため、地域資源を活かした太陽光・バイオマス等の再エネの導入など環境負荷の小さな土地利用を図る。

(5) 持続可能な県土の管理

- ・地域の状況に応じ、行政・医療・介護・福祉・商業等の都市機能や居住の都市中心部や生活拠点等への誘導等を推進する。
- ・農業の担い手の育成・確保と営農等の効率化に向けて水田の汎用化等の農業生産基盤の整備や農地中間管理機構を活用した農地の集積・集約化を推進する。
- ・林業に適している人工林においては、再造林、間伐等の森林整備を推進するとともに、その他の森林については、自然条件等に応じて、針広混交林化等を図る等、森林資源の適正な利用・管理を進める。

(6) その他

- ・多様な主体による県土の利用・管理の推進
- ・県土に関する調査の推進
- ・計画の効率的な推進

4. 五地域区分の重複する地域における土地利用に関する調整指導方針

- ・都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域及び自然保全地域の五区分ごとに、土地利用の原則を規定
- ・また、都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域及び自然保全地域のうち複数の地域が重複している場合の、調整指導方針を規定